

米沢市都市公園条例(昭和32年米沢市条例第34号) 新旧対照表

現 行					改 正				
(使用料) 第9条 略					(使用料) 第9条 略				
別表第2(第9条関係)					別表第2(第9条関係)				
行為	区分	単位	期間	使用料	行為	区分	単位	期間	使用料
法第7 条第1 号に掲 げるも の	第1種電柱	1本	年	420円	法第7 条第1 号に掲 げるも の	第1種電柱	1本	年	480円
	第2種電柱			650円		第2種電柱			730円
	第3種電柱			880円		第3種電柱			990円
	第1種電話柱			380円		第1種電話柱			430円
	第2種電話柱			610円		第2種電話柱			680円
	第3種電話柱			830円		第3種電話柱			940円
	その他の柱類			38円		その他の柱類			43円
	共架電線その他 上空に設ける線 類			1メートル		年			4円
	地下電線その他 地下に設ける線 類	2円	地下電線その他 地下に設ける線 類		3円				
	地上に設ける変 圧器	1個	年	370円	地上に設ける変 圧器	1個	年	420円	
	地下に設ける変 圧器	1平方メー トル	年	230円	地下に設ける変 圧器	1平方メー トル	年	260円	
	変圧塔その他こ れに類するもの	1個	年	760円	変圧塔その他こ れに類するもの	1個	年	850円	
	その他のもの	1平方メー トル	年	760円	その他のもの	1平方メー トル	年	850円	
法第7 条第2 号に掲 げるも の	外径が0.07メー トル未満のもの	1メートル	年	16円	法第7 条第2 号に掲 げるも の	外径が0.07メー トル未満のもの	1メートル	年	18円
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの			23円		外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの			26円
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの			34円		外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの			38円
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの			45円		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの			51円
	外径が0.2メー トル未満のもの			68円		外径が0.2メー トル未満のもの			77円
	外径が0.2メー トル以上0.25メー トル未満のもの			85円		外径が0.2メー トル以上0.25メー トル未満のもの			94円

